



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

自主事業の存続・発展に向けて

● 自主事業の存続について

刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添扶助、犯罪被害者法律援助等の事業は、法テラス開業後も法律扶助協会が実施している。これは、国庫負担がない「自主事業」であったことから、法テラスに引き継がれなかったためである。

しかし、法律扶助協会は2007年3月末をもって解散することが見込まれており、自主事業の存続が問題となっていた。そこで日弁連で検討が行なわれ、昨年2006年7月の日弁連理事会で「日弁連がこれらの事業の委託主体となり法テラスに委託する方針」が決定され、これを受けて12月の日弁連臨時総会で「法律援助事業に関する規程」制定が承認可決された。これにより、「自主事業」は日弁連の「法律援助事業」として存続されることとなり、さらに法テラスへ委託して実施される見通しとなった。

法テラスが総合法律支援法30条2項に基づき「法律援助事業」の委託を受けるためには、業務方法書の改正作業が必要であり、急ピッチで作業が進められている。

法テラスでは、民事扶助事業などと区別するため「特別法律援助事業」（仮称）の名称で整理される見込みである。

● 法律援助事業の内容

日弁連の「法律援助事業」の内容は、本部及び東京

都支部における自主事業の内容とほぼ同様であり、東京の弁護士にとってはこれまで実施されてきた自主事業と大きな変更はないと考えていただければよい。

具体的には、

- (1) 刑事被疑者弁護援助
 - (2) 少年保護事件付添援助
 - (3) 犯罪被害者法律援助
 - (4) 難民認定に関する法律援助
 - (5) 外国人に対する法律援助
 - (6) 子どもに対する法律援助
 - (7) 精神障害者に対する法律援助
 - (8) 心神喪失者等に対する法律援助
 - (9) 高齢者、障害者及びホームレスに対する法律援助
- である。

これに加えて、法テラスとして行なう自主事業である中国残留孤児等国籍取得支援に関する法律援助事業がある。

● 法律援助事業の財源について

法律援助事業のうち、刑事・少年については、当番弁護士等緊急財政基金特別会費（月額4200円）の2009年5月までの延長が先の臨時総会で承認決議されており、これが主な財源となる。また、これまでと同様に犯罪被害者援助については日本財団から、難民認定援助については国連難民高等弁務官事務所から補助金を受けており、今後は日弁連がこの補助金を受けることになる。

このほかの財源としては、法律扶助協会から刑事・少年で約5億円、それ以外の事業として約3億円が委譲されると聞いており、このほか後に述べるように贖罪寄付が貴重な財源となる。

また、援助金についての負担が可能な被援助者に対しては、受任弁護士の意見を聞いて負担していただく。負担金も財源のひとつとして、その回収は、日弁連または単位弁護士会で行なうことになる。

● 法律援助事業の利用の方法

基本的には、従来の法律扶助協会で行なわれていた方法を踏襲することで検討が進んでいる。これまでと同様に弁護士による持ち込みが原則となる。変更される点は、申込書等の書式が変更になること、申込先が法テラスの東京地方事務所に変更になるなどのほか、「特別法律援助事業の取扱についての契約申込書」をあらかじめ提出していただくことなどが検討されている。報酬基準については、日弁連の援助部分に東京三会からの加算報酬が検討されている。今後、贖罪寄付がどの程度寄せられるかなど不確定要素があるが、従前の基準をできる限り維持し、必要な加算項目を設ける方向で検討が行なわれている。なお、申し込みは、従来どおりファクシミリによる申し込みが可能であり、申し込みのために法テラスに足を運ぶ必要はない。

事業開始までには、利用の手引きが配布される予定である。

● 贖罪寄付は3月までは法律扶助協会へ

冒頭述べたとおり現在も自主事業は扶助協会で行なっており、贖罪寄付は扶助協会ですべて受け付けている。贖罪寄付は自主事業の貴重な財源であり、今後も同様である。東京都支部（弁護士会館3階）で受けた贖罪寄付の残余金は、東京三会・日弁連へ委譲されることが

予定されている。

4月以降は東京弁護士会（各単位会）、日弁連で贖罪寄付を受けることになっている。

残念ながら、弁護士会や日弁連は寄付の減税措置団体でないことから、篤志家には減税がないことを理解いただいた上で寄付を募ることになるが、贖罪寄付についての期待は「減税」ではなく「減刑」であるので、この点の問題はないものと考えられる。

● 法律援助事業の発展への期待

法律援助事業のうち、刑事被疑者弁護については東京都支部の2005年度の実績は2858件と、多くの会員が利用している。

ただ、その他の事業の同年度の実績は、少年保護事件付添については673件、犯罪被害者援助33件、在留資格のない外国人援助101件、精神障害者援助7件、子どもの虐待等への援助27件、心神喪失者付添援助3件、ホームレス等の自立援助19件などと、まだまだ利用が少ない状況にある。

今後、法律援助事業の全国展開をきっかけとして、これらの積極的な利用が促進されることが期待されている。

● 本来事業化に向けて

刑事被疑者については、第1段階の被疑者国選制度が2006年10月にスタートし、2009年には第2段階がスタートする。刑事被疑者以外の援助事業についても、本来は国が支えるべき事業であると考えられ、総合法律支援法による本来事業化のための運動強化が期待される。

（司法改革総合センター事務局次長 白井 一廣）